

平成 29 年麻薬年間届記入要領（小売業者）

1 提出窓口

業務所の所在地を所管する保健福祉事務所食品・生活衛生課
（長野市については長野市保健所食品生活衛生課）

2 提出期限

平成 29 年 11 月 30 日（木）必着

3 提出部数

2 部（3 部作成し、1 部は届出者の控えとしてください。）

4 届出事項

平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの 1 年間における麻薬取扱数量等
なお、麻薬年間届の作成にあたっては、**必ず麻薬の現品の数量を確認してください。**

5 記入上の留意事項

記入例を参考に、インク又はボールペン等の字が消えないものを用い、次により記入してください。

- (1) 「免許証番号」
届出者の麻薬取扱者免許証の免許番号を記入してください。
- (2) 「資格」
薬局開設と記入してください。
- (3) 「氏名」
届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）を記入し、押印（**個人にあつては個人印、法人にあつては代表者印**）してください。
- (4) 「品名」
麻薬製剤別、規格別に記入してください。
原末を倍散等に調製した場合は、それぞれ別の麻薬として記入してください。
販売名称に変更があつた品目は、旧製品と現行品を別の麻薬として記入してください。
（例）旧製品：オキノーム散 0.5% (0.5g、1g、2g) → 現行品：オキノーム散 2.5mg、5mg、10mg
- (5) 「単位」
錠剤は「T」、注射剤は「A」又は「V」（ただしケタラールは「mL」）、カプセル剤は「C」、坐剤は「個」、貼付剤は「枚」、オプソ内服液・オキノーム散などの分包品は「包」、その他の粉剤は「g」、液剤は「mL」
- (6) 「受入数量」（**患者等から譲り受けた数量は記入する必要はありません。**）
ア 麻薬卸売業者から購入した数量
イ 届出業務所内で調製した数量（倍散等）
ウ 麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 10 項（譲渡し）の許可を受けた者から譲り受けた数量
エ 麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 12 項第 1 号の許可（以下、麻薬小売業者間譲渡許可という。）により譲り受けた数量（**内数を括弧書き**で併記してください。）
オ 麻薬及び向精神薬取締法第 36 条第 2 項（免許が失効した場合等の措置）により譲り受けた数量
- (7) 「払出数量」
ア 交付した数量
イ 届出業務所内で調製した数量（倍散等）
ウ 麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 12 項第 2 号（譲渡し）の許可を受けて譲り渡した数量
エ 麻薬小売業者間譲渡許可により譲り渡した数量（**内数を括弧書き**で併記してください。）
- (8) 「廃棄数量」（**調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記入する必要はありません。**）
麻薬及び向精神薬取締法第 29 条の規定により、あらかじめ知事に届け出て廃棄した数量
- (9) 「備考」
ア 上記(6)ウ、エ及びオについては、譲り受けた数量及び譲り渡した者の氏名
イ 上記(7)ウ及びエについては、譲り渡した数量及び譲り受けた者の氏名
ウ 上記(8)については、廃棄年月日及び届出年月日
エ 麻薬事故届を提出した場合は、届出数量及び届出年月日
オ 秤量誤差のため帳簿訂正を行った場合は、その数量

6 その他

様式及び記入例は、下記 URL（薬事管理課ホームページ）から入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/yakuji/kenko/iryoyakubutsu/mayakuyoshiki.html#nenkantodoke>